

知事指定確認検査機関に対する監督処分の公表について

指定確認検査機関の処分について、国においては消費者保護の観点から、法 77 条の 30 第 2 項の規定による公示（機関省令第 29 条の 3 及び第 30 条の 2 に係る県の公報）による公表方法に加え、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」を開設し、指定確認検査機関の処分の情報等を公表していることから、本県においてもこれを参考とし、下記のとおり公表するものである。

○公表方法

一般消費者がいつでも、容易にその情報にアクセスできることが重要であり、国においても、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」を開設し公表しているため、建築宅地課のホームページでの公表とする。

○公表時期

県公報への掲載と同時にホームページに掲載する。

○公表期間

「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」では、消費者保護の観点から、最短 2 年が基本期間であり、特に指定確認検査機関に関しては、法 77 条の 19 の欠格期間を考慮し 5 年間としているので、県でも同様に 5 年間とする。

○公表内容

機関省令第 29 条の 3 及び第 30 条の 2 に係る県の公報の内容を一般消費者にも理解しやすい平易な言葉で記載することとし、具体の項目については、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」に準拠し以下の項目とする。

- (1) 処分等年月日
- (2) 事業者名
- (3) 本社住所
- (4) 処分等の種類
- (5) 処分内容

○運用開始時期

平成 23 年 4 月 1 日より

※参考 県の公報，国交省ホームページ，宮城県の公表内容比較表

	県の公報掲載内容	国交省ネガティブ情報等検索サイト	宮城県
項 目	(1)処分をした年月日	(1)処分など年月日	(1)処分等年月日
	(2)処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名	(2)事業者名	(2)事業者名
		(3)本社住所	(3)本社住所
	(3)処分の内容	(4)処分等の種類	(4)処分等の種類
(4)処分の原因となった事実	(5)処分内容	(5)処分内容	